

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	13	担当課	労政雇用課
法令名	愛媛県訓練手当支給規則	根拠条項	9-2	許認可等の内容	受給手当の申請及び認定等	
<p>第9条 訓練手当の支給を受けようとする者は、訓練手当受給資格認定申請書(様式第1号及び様式第1号の2)(以下「認定申請書」という。)を当該職業訓練を行う施設の長(当該職業訓練が職場適応訓練であるときは、当該職場適応訓練を行う事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長、以下同じ。)を経由して、知事に提出しなければならない。ただし、職場適応訓練を受ける求職者にあつては、認定申請書のうち様式第1号は愛媛県職場適応訓練委託規則(昭和39年愛媛県規則第3号。以下「委託規則」という。)第4条第1項の規定により提出する職場適応訓練申込書で足りるものとする。</p> <p>2 知事は、前項の認定申請書(前項ただし書の申込書を含む。以下同じ。)を提出した者について、受給資格を有するものと認定したときは、訓練手当受給資格認定書(様式第2号)(以下「受給資格認定書」という。)をその者に交付し、受給資格を有しないものと認定したときは、その旨をその者に通知するものとする。ただし、職場適応訓練を受ける求職者にあつては、訓練手当受給資格認定書は委託規則第7条第3項の規定により送付する職場適応訓練実施決定通知書をもつてこれに代えるものとする。</p> <p>3 支給対象者は、認定申請書の記載事項に係る事実に変更があつた場合は、すみやかに、当該職業訓練を行なう施設の長を経由して、知事に届け出るとともに受給資格認定書を提出しなければならない。</p> <p>4 知事は、前項の届出があつた場合には、その届出に係る事実を確認し、受給資格認定書に必要な改訂を行なつたうえ、これを当該支給対象者に返付するものとする。</p>						